

「持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業」に係る公募説明会Q&A

NEDO 再生可能エネルギー部

No	問い合わせ内容	回答
1	提案書の「5. 当該技術又は関連技術の研究開発実績（3）当該提案に使用する予定の現有設備・装置等の保有状況」について、過去に別のNEDOの助成事業で購入いただいた設備は事業者の現有設備としてよいのか。	現有設備として記載していただいてもよいです。 処分制限期間中の設備については、本事業に使用する前に必要な手続きを行ってください。
2	提案書の「7. 類似の研究開発及び研究費の応募・受け入れ状況の類似」はどこまでが類似か。研究者が類似の研究を行っている場合を指すのか、一般の社員も含めて組織が行っている研究を指すのか。	当該規定は過剰な重複を避けるためであり、目的が本公募のタイトルであるSAFの安定的・効率的な生産技術開発事業に近いものか、SAF実証の技術に近いものか、で判断します。
3	e-Radでの応募について、代表研究者のみが登録すればよいと説明があったが、公募要領では共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください、とある。代表研究者個人が応募すれば問題ないか。	全共同提案者がe-Radで番号を取得した上で、代表研究者個人が応募いただければ、問題ありません。
4	提案説明資料について、図表についての制限はあるか。	特にありません。
5	研究開発項目毎の予算感を確認したい。	5年間のNEDO負担額は研究開発項目①②③総額で約50億円、①：約20億円、②：約20億円、③：数億円です。25年度は①②③合計で2.4億円で、配分についてはFS調査は2年合わせて数千万円、あとは比例配分になります。
6	研究開発項目④について、公募要領では「国内未利用バイオマス資源を活用した事業性調査」とある。③では、原料の多様化は国内に限定されないか。	③の原料の多様化については、国内に限らないという理解で合っています。
7	採択審査委員会をスクリーニングを受けたものが契約・助成審査委員会に通るのか、それとも同時並行か。	採択審査委員会で採択候補となった案件が契約・助成審査委員会に進みます。契約・助成審査委員会では、採択・不採択候補とも技術面・契約面双方での妥当性を審査します。
8	採択審査委員会は対面での審査、契約・助成審査委員会は内部審査という理解でよいのか。	採択審査委員会は必要に応じ対面で行います。契約・助成審査委員会は内部審査であるので応募者の出席は不要です。
9	委託事業 別添2：研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書について、題名のセルが狭いので論文の雑誌名等が書ききれないがどうしたらよいのか。	入力文字数制限はありませんので、論文雑誌名等はそのまま入力ください。入力文字数が多い場合は、セルの高さ・幅が変動します。この変動により、経歴書のページ数が増えても構いません。
10	採択後、主任研究者などが異動しても許容されるのか。	NEDOの事業者として事業を遂行していれば主任研究者等の異動があっても問題ありません。
11	別会社からの出向者の労務費は計上可能か。	正式な出向契約があれば労務費計上はできます。ただし、別会社に在籍したままでの助成はできませんので、出向契約の締結をお願いします。

「持続可能な航空燃料（SAF）等の安定的・効率的な生産技術開発事業」に係るQ&A（メールでの問い合わせ）

NEDO 再生可能エネルギー部

No	問い合わせ内容	回答
1	研究開発項目③の予算規模が数千万円程度と記載されていますが、5年合計では数億円と記載されています。これは5年間を通じて毎年数千万円予算が付くという事でしょうか？2026年度の予算は10億円となるため、その年によって予算が決まってくるという事でしょうか。	2025年度は数千万円と決まっていますが、2026年度以降はその前年度の状況に応じて予算が変わる可能性があります。現在のところは、③の事業期間5年間の合計予算は数億円です。
2	応募要件・実施要件の応募要件に関して全て必ず満たしていないといけないという理解で合ってますでしょうか。「本邦の企業・大学等が日本国内に研究開発拠点を有していること。」との明記がありますが、研究開発拠点を有していない場合は、条件が満たせず、応募資格はないという事でしょうか。	左記ご懸念のように応募できないということはありませんが、審査の際には貴社の日本国内における研究開発能力を検証し、日本国内に研究開発拠点を有する他の提案企業との比較で判断されますので、日本国内に研究開発拠点を有する本邦企業・大学等と共同で事業を実施した方が評価が高くなる可能性があります。
3	採択後の各種事務手続きの資産取り扱いに関して処分制限に関して、制限は助成事業完了後5年間など、期限があるのでしょうか。	当該財産の耐用年数を処分制限期間と読み替え、処分制限期間中は、当該財産の譲渡・販売や他の目的による転用について制限がかかります。
4	「企業化などにより、収益が生じたと認められた時は交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付していただく事があります。」との事ですが、どのような判断基準で金額を決められ納付の決断をされるのでしょうか。また、助成事業完了後、報告書と同様5年間の間に収益があった場合など期限は決まっているのでしょうか。	収益納付については、助成事業終了後5年間が対象期間となり、当該収益額や助成金寄与度を加味して金額が決定されます。なお収益納付額は、助成金の確定額が上限となります。
5	「中堅企業」としての企業の定義について、NEDO内HPでは、『常時使用する従業員の数が1000人未満又は売上高が1000億円未満のいずれかの条件を満たす企業であって、中小企業を除いたものをいいます。』とありますが、この資料に基づいて「中堅企業」と判断して進めても問題ないでしょうか。	企業種別の定義は、公募HP掲載資料「提出書類一式（助成事業）zip」中のWordファイル「別添3：申請者情報」のp.3に記載があります。
6	SAF製造に関して、「未利用バイオマス」活用と記載されていますが、例えば、工場から出る木質の端材や使えない木質パレットなどを原料としたバイオマスは、補助要件の対象でしょうか。	左記バイオマスについて、研究開発項目①多様な原料を利用可能なSAF製造技術の開発で挙げているガス化・FT合成技術の原料になりえますので、その場合は補助要件の対象になります。
7	「④多様な原料を利用可能なSAF製造技術の開発」における「国内未利用資源を活用した事業性調査」の「未利用資源」について、原料の大量確保が可能と見込まれる「廃プラスチック」を検討していますが、この「廃プラスチック」は都市ごみでもあります。公募説明会では都市ごみもSAFの原料の候補として挙げられていましたが、廃プラスチックは、SAFの原料としてあり得るのでしょうか。	国際航空においてGHG削減が認定されるにはICAO CORSIAの認証を取得する必要があります。都市ごみはCORSIAではSAF原料として認定されていますが、下記の「廃プラスチック」はCORSIAでは都市ごみに含まれずSAFの原料からは除外すると明記されています。航空機へのSAF搭載自体はASTMの認証を取得すれば実施できますが、「廃プラスチック」はCORSIAでSAF原料から除外されていると明記されていますので、「廃プラスチック」由来のSAFは航空会社に販売できるSAFにはならないといえるかと思えます。
8	委託事業の共同提案と共同実施の違いは具体的にどのような点になりますでしょうか。	共同実施：委託先が業務の一部について大学等の共同実施先と共同研究する場合です。再委託費及び共同実施費の合計額は、原則として委託先とNEDOとの間の契約金総額の50%未満という制約があります。 共同提案：NEDOからの委託先が複数で業務を実施する場合です。NEDOと各委託先が個別に契約しますので、上記の共同実施のように業務を全体のどのくらいの割合で委託するかについての制約はありません。
9	委託事業をA、B社で共同実施することを想定する場合、A、B社が共同提案者になりますでしょうか。	「共同提案」であれば、NEDO-A社、NEDO-B社という委託契約になり、この場合はA・B社が共同提案者になります。なお、「共同実施」の場合、仮にA社を委託先とすると、NEDO-A社（委託先）-B社（共同実施先）という委託契約になり、B社への共同実施費はA社とNEDOとの間の契約金総額の50%未満という制約があります。
10	助成事業に必要な提出書類について、直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（※）は助成事業者以外に、共同研究先と委託先についてもこれら書類は必要でしょうか。	左記の事業報告書・財務諸表資料について、「共同研究」の場合の共同研究先と委託先については不要です。なお、「共同提案」の場合はNEDOが各助成先と契約を結ぶので、左記の資料は複数の助成先それぞれに必要になります。
11	当社保有の装置の使用にかかる費用について、「その他経費」として以下の通り計上することは出来ますでしょうか。 ・毎月の運転経費、装置台数、運転日数から、1台1日当たりの運転経費単価を算出し、NEDO案件に使用した台数と日数で掛け算して経費を計上する。	「（詳細版）委託業務事務処理マニュアル」p.85、「（詳細版）「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアル」p.78の借料に記載されている、「委託先（助成先）又は第三者所有の設備、備品等であって、委託業務に直接使用した場合の経費」にあたりますので、計上可能です。 マニュアルに記載の留意点に注意して、計上ください。
12	助成事業においては、委託先あるいは共同研究先（e-Rad登録不要で、e-Rad登録は研究機関および研究者両項目とも不要との理解で良いでしょうか。それとも研究機関の登録だけは必要との認識が正しいでしょうか。	助成事業においては、委託先・共同研究先のe-Radの登録は、研究機関および研究者両項目とも不要です。 以下に記載のリンク先のページの下部の「NEDO事業におけるe-Rad手続き」の欄に、『e-Radへの登録方法について』という資料がございます。こちらをご参照しながら、e-Radへの登録をお願いいたします。 NEDO事業への応募の際のe-Radの手続きについて NEDO < https://www.nedo.go.jp/koubo/201121_1_201121_1.html >
13	e-Radへの登録は、公募要領では「共同提案の場合には、代表となる事業者がまとめて登録を行ってください」とありますが、共同実施の場合は、A、B社がそれぞれ登録を行う必要がありますでしょうか。	「共同提案（A社が代表提案者）」の場合、今回の「公募の提案の登録」はA社がまとめて登録を行ってください。

14	上記共同実施で、A、B社がそれぞれe-Radに登録をすることが必要の場合、A、B社の「研究機関」としてのe-Rad登録、及び、それぞれの「研究開発責任者（提案時の提出書類一式の「別添2」における「法人毎に本提案における研究開発を遂行する際の研究開発責任者を1名選任）」のe-Rad登録が必要になりますでしょうか。	「共同提案（A社が代表提案者）」の場合、A、B社の「研究機関」としてのe-Rad登録、及び、それぞれの「研究開発責任者」のe-Rad登録が必要です。B社の「研究機関」・「研究開発責任者」のe-Rad登録がされていないと、A社が提案を登録する際に、B社の情報を登録できないためです（委託事業の場合の再委託先・共同実施先や、助成事業の場合の委託先・共同研究先の登録は不要です。）。
15	e-Radへの「提案の登録」の期限は、NEDO様のweb入力フォームのサイトに提出書類のアップロードを行う期限「5月15日正午まで」と同じと考えれば宜しいでしょうか。	e-Radへの「提案の登録」の期限も「5月15日正午まで」を設定しています。ただ、NEDOのweb入力フォームの②提出書類で提出する書類の1つである「e-Rad 応募内容提案書」は、e-Radの入力完了後に出力する書類のため、「e-Radへの登録」→「NEDOのweb入力フォーム」の順に手続きを行っていただき、「NEDOのweb入力フォーム」の入力が、「5月15日正午まで」に完了するようにしていただければと思います。
16	6月より当社の代表者が変更となりますが、提案書に記載する法人の代表者は応募時の代表者で問題ございませんでしょうか。	応募時の代表者で問題ございません。
17	本公募で候補の助成事業について、当事業は、弊社グループが100%保有する海外の現地法人が調査実務を行います、当社から現地子会社への委託という形で本開発事業では問題ありませんでしょうか。	現地子会社への委託でも本研究開発事業では問題ありません。ただし、委託費及び共同研究費の合計額は、原則として NEDO から助成先への助成対象費用の総額の 50%未満となっています。
18	出向者が本事業に参画することは問題とならない、とのお話を伺いましたが、当社では以下の通り少し特殊な出向形態となっており、本状況においても出向者が本事業に参加可能かをご教示ください。 -当社では職務内容については弊社が、給与、諸手当、賞与は出向元が負担 -出向者の負担する源泉所得税、地方税、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料も出向元が徴収し納付	出向者も、本事業への参加は可能です。但し、労務費上限額は、委託先（貴社）が負担する金額になりますので、ご注意ください（貴社ではなく出向元が出向者の労務費を全額負担する場合、NEDO事業に出向者の労務費は計上できません）。
19	「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」について、当社の法人格としては各認定を取得しておらず、当グループ内最大企業のみ取得しておりますが、こちらについて記載することは可能でしょうか。 当社を含むグループ各社の社員の大半が、最大企業からの出向者であり、当社規程も当該認定取得内容に記載の制度について規程改定しており、要件を充足しています。	くるみん・えるぼしの認定取得の申告はあくまで助成事業者としての認定であり、構成員の出身会社の認定ベースではありませんので、左記のご事情であれば当該記載はできません。